

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
株式会社橋本川島コーポレーション	北海道旭川市旭町2条7-12-90

2 指名停止期間

建設工事
平成26年 1月 7日 ~ 平成26年 4月 6日 (3ヶ月)

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、旭川市発注の土木工事を巡る贈収賄事件で、株式会社橋本川島コーポレーション社員が談合罪で平成25年12月20日に旭川区検察庁より公訴を提起され、同日、旭川簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2第8号イ（競争入札妨害又は談合）に該当する事実があるため。

参 考

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について（抜粋）

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 措置要件	期 間
(競争入札妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる 場合に限る。）が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕さ れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（次号及び 第12号）に掲げる場合を除く。） イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該部局の管轄する区域外の他の公共機関の職員	当該認定をした日から 2ヶ月以上12ヶ月以内

【問い合わせ先】
北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）